

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金を給付します。

## ●対象児童

以下に該当する児童

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）

※②、③は保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合

## ●支給対象者

児童手当（本則給付）の受給者またはそれに準ずる方

※児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方に支給されます。

## ●給付金額

対象児童1人につき 一律 **10万円**



## ●申請手続

原則として、**申請手続は不要**です。

ただし、**以下に該当する方は申請が必要**です。（申請が必要な方＝「申請不要」でのお知らせが届かない方）

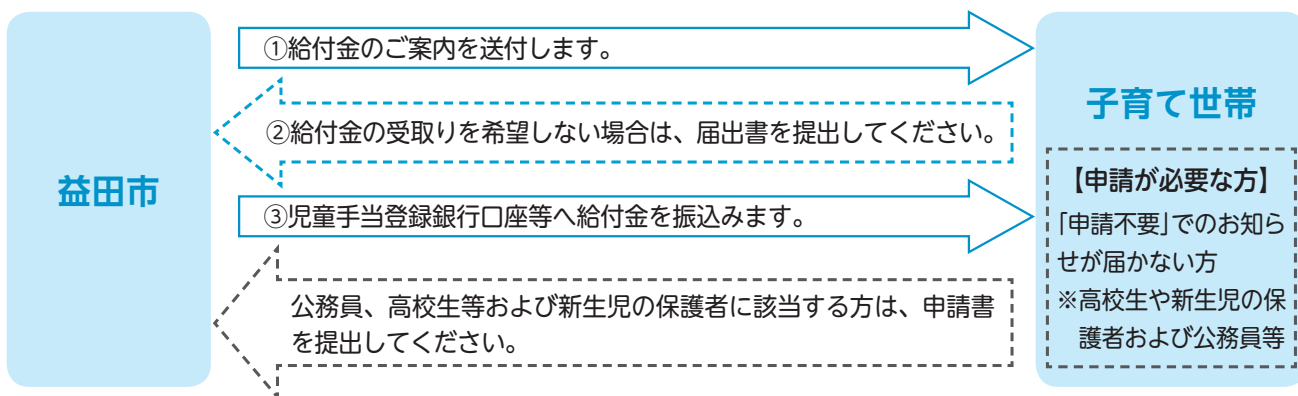
- ①所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員
- ②令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の保護者
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（新生児）の保護者など

※詳しくは問い合わせください。

## ●支給方法・支給時期

原則「**申請不要**」です。

益田市では、**令和3年12月から支給を開始しています。**※申請が必要な方を除く



### ◆児童手当（本則給付）を受給している受給者

令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振込みます。

※令和3年12月から順次、支給を開始していますが、入金の確認ができない場合は、子ども福祉課までお問い合わせください。

### ◆支給申請を行なった方

申請書で指定した口座に振込みます。

※支給時期が異なりますので、詳しくは子ども福祉課までお問い合わせください。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込みはどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座または別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振込まれます。ご不明な点がある場合、中学生までのご家庭であれば、令和3年10月に児童手当を支給をした引っ越し前の市町村に、高校生のご家庭であれば、令和3年9月30日時点での住所地市町村に問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、益田市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、早めにご相談ください。住民票を動かす必要はありません。また、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金は、他方の配偶者等は支給を受けられません。

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する

“振り込め詐欺” や “個人情報” の詐取” にご注意ください

申請内容に不備があった場合など、ご自宅や職場などに益田市から問い合わせすることはありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに市の窓口または最寄りの警察に連絡してください。

【問い合わせ先】

- 内閣府コールセンター ☎ 0120-526-145 受付時間 9:00～20:00（土・日・祝日を含む）
- 市子ども福祉課「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口（駅前ビル EAGA2階） ☎ 31-0243 FAX 31-7134

公的年金を受給しているひとり親家庭の方 または  
新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したひとり親家庭の方へ

## 子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

### 1. 支給対象者

児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している方で、以下の①または②のいずれかに該当する方

①公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ただし、すでにひとり親世帯以外分の子育て世帯支援特別給付金の支給を受けている方は、支給対象外ですのでご注意ください。

### 2. 支給金額

対象児童1人につき 一律 **5万円**

### 3. 給付金の支給手続き

▶給付金を受取るには、**申請が必要**です。

**申請期限：2月28日(月)17:00まで** ※郵送の場合は2月28日(月)必着

▶申請書に振込先口座などを記入のうえ、必要書類を添えて子ども福祉課の窓口にて持参、または郵送で提出してください。

**申請書類送付先：〒698-8650 常盤町1番1号 益田市役所 子ども福祉課 児童福祉係**

▶支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認後、指定口座に振込みます。

※各申請書の様式等は、市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】市子ども福祉課 ☎ 31-0243 FAX 23-7134